

○岐阜市法定外公共物管理条例施行規則

平成16年12月27日

規則第68号

改正 平成17年3月30日規則第70号

平成17年9月27日規則第108号

平成20年3月31日規則第7号

平成28年3月25日規則第28号

令和3年3月30日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市法定外公共物管理条例（平成16年岐阜市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(制限行為及び占使用等の許可申請手続)

第2条 条例第4条第1項又は条例第5条第1項第1号若しくは第3号の規定による許可を受けようとする者は、法定外公共物敷地占（使）用・工作物新築（改築・除却）等許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条第1項第2号の規定による許可を受けようとする者は、法定外公共物流水占（使）用許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 条例第5条第1項第4号の規定による許可を受けようとする者は、法定外公共物産出物採取許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 条例第5条第1項第5号の規定による許可を受けようとする者は、法定外公共物掘さく等許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(許可事項の変更申請手続)

第3条 条例第6条の規定により、条例第4条第1項又は条例第5条第1項の許可を受けた事項の変更許可を受けようとする者は、法定外公共物等許可事項変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(許可期間の更新手続)

第4条 条例第10条第2項の規定による許可期間の更新を申請しようとする者は、普通河川等に係る条例第4条第1項若しくは条例第5条第1項第1号若しくは第3号の規定による許可又はそれらの許可の更新を受けている者にあつては法定外公共物敷地占（使）用期間更新許可申請書（様式第6号）、その他の者にあつては法定外公共物占用等期間更新許可申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第5条 市長は、次の各号に掲げる許可をしたときは、当該各号に定める許可書を交付するものとする。

- (1) 条例第4条第1項並びに条例第5条第1項第1号及び第3号の規定による許可並びにこれらの許可に係る条例第6条の規定による許可及び条例第10条第2項の規定による許可 法定外公共物敷地占（使）用・工作物新築（改築・除却）等許可書[新規・変更・更新]（様式第8号）
- (2) 条例第5条第1項第2号の規定による許可並びにこれらの許可に係る条例第6条の規定による許可及び条例第10条第2項の規定による許可 法定外公共物流水水面占（使）用許可書[新規・変更・更新]（様式第9号）
- (3) 条例第5条第1項第4号の規定による許可並びにこれらの許可に係る条例第6条の規定による許可及び条例第10条第2項の規定による許可 法定外公共物産出物採取許可書[新規・変更・更新]（様式第10号）
- (4) 条例第5条第1項第5号の規定による許可並びにこれらの許可に係る条例第6条の規定による許可及び条例第10条第2項の規定による許可 法定外公共物掘さく等許可書[新規・変更・更新]（様式第11号）

(許可の表示)

第6条 条例第9条第1項（同条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する標識は、法定外公共物許可標識（様式第12号）によるものとする。

(許可を受ける必要のない行為)

第7条 条例第5条第1項ただし書の規定により許可を受ける必要のない行為は、次のとおりとする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業として行う行為
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う行為
- (3) 市長の権限に属する事業として行う行為
- (4) 通路橋によらなければ道路等に通ずることができない場所にある住家と道路とを連絡するため又は農業用のための通路若しくは通路橋（幅員2メートル以上のもの及び当該普通河川等の敷地内に橋脚又は橋台を設置する必要のあるものを除く。）等のために行う行為

(5) 電線又は索道を上空に設ける行為で普通河川等の機能に支障を及ぼさないといみなされるもの

(6) 簡易な洗場、水車（永久構造的なものを除く。）等のために行う行為

（法定外公共物に関する工事の完了届）

第8条 条例第11条の規定により完成検査を受けようとする者は、法定外公共物に関する工事の完了届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（許可に基づく権利義務の移転等の手続）

第9条 条例第13条第1項の規定により権利義務の移転の承認を受けようとする者は、法定外公共物権利義務移転承認申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第2項の規定により権利義務の移転の承継を届け出ようとする者は、権利義務承継届出書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、条例第13条第1項の規定による承認をしたときは、法定外公共物権利義務移転承認書（様式第16号）を交付するものとする。

（行為の廃止の届出手続）

第10条 条例第14条の規定による行為の廃止等の届出をしようとする者は、法定外公共物に関する許可事項廃止等届出書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（原状回復の届出手続）

第11条 条例第16条第1項の規定による原状回復の届出をしようとする者は、法定外公共物原状回復届出書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第12条 条例第18条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第19号）によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、岐阜県普通河川等取締条例施行規則（昭和32年岐阜県規則第5号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（柳津町の編入に伴う経過措置）

3 柳津町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、柳津町法定外公共物管理条例施行

規則（平成16年柳津町規則第2号。以下「柳津町規則」という。）の規定によりなされた
手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 編入日前に、柳津町規則の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわ
らず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、こ
の規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年規則第108号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、こ
の規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙（行政
不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てに関する内容を含むものを除く。）
は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年規則第22号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、こ
の規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

法定外公共物敷地占(使)用・工作物新築(改築・除却)等許可申請書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

申請者 住所
氏名
電話
施工業者 住所
氏名
電話
図面作成及び
設計者 住所
氏名
電話

第4条第1項
下記のとおり岐阜市法定外公共物管理条例 第5条第1項第1号 の規定による行為の許可を申請します。
第5条第1項第3号

記

場 所	岐阜市			番地先
工 期	年 月 日 又は 許可の日 から			年 月 日まで
種 別	普通河川・法定外道路・その他()			
占(使)用、工作物新築(設置)等の目的と数量等				
a 通路橋架設(住居用／住居兼 営業用／営業用／農業用)	幅(水路管理幅員等)m	長さ	m	面積 m ²
b 管 類 埋 設 等	幅 m	口径	m	面積 m ²
c そ の 他 占 (使) 用 等 水路改良(側溝以外)	幅 m	長さ	m	面積 m ²
d 水路改良(側溝)	施工延長 m			
e 宅地造成等に伴う擁壁	施工延長 m			
f 排水口(落とし口)設置	管の口径等			
g 工 事 の 数 量 又 は 行 為 の 目 的			m m ²	工事又は行為の実施方法
h 電 柱 ・ 支 線 等	電柱 本 ・ 支線 本			
占 用 期 間	許可の日から 年 月 日 (上記a、b、c、hのみ記入)			
方 法	別紙添付図面のとおり			
添 付 書 類	☐ 工作物仕様書(□付近の見取図 □字絵図 □平面図 □断面図 □縦断図 □横断図) ☐ その他(□隣地承諾 □排水承諾 □帰属承諾書 □誓約書 □同意書 他)			
備 考				

- 注意 1 占用許可の場合、許可の期間は5年を超えない年の3月31日までとします。
2 申請時には、「工作物仕様書」を付けた2部を整えてください。
3 申請者が法人である場合、氏名欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
4 申請のうち、市が隣地承諾を必要とする場合、右記欄に承諾を得てください。
5 申請地先の水路に排水等を行うとき、地元用排水組合等の承諾を求める場合があります。

1 隣 地 承 諾

岐阜市
承諾します。 番地先水路において、工作物を設置することを

(隣地地番)
隣地所有者 住 所
氏 名 印

(隣地地番)
隣地所有者 住 所
氏 名 印

土地所有者 住 所
氏 名 印

2 排水、水路改良、通路橋承諾

岐阜市
承諾します。 雨水・生活排水を排水
番地先水路において、水路改良
通路橋を設置

用排水組合
(土地改良区) 印

注 意

- (1) 土地所有者と申請者が異なる場合は、土地所有者の承諾を得る必要があります。
- (2) 隣地とは、水路に面して申請地と同じ側にある土地をいいますが、水路を挟み反対側の土地所有者又は使用者からも承諾を得るよう指示することがあります。
- (3) 排水、水路改良及び通路橋については、該当するものを○で囲み、用排水組合等の承諾を得てください。
- (4) 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

連 絡 先	担 当 者	
	電 話 番 号	

様式第2号(第2条関係)

法定外公共物流水占(使)用許可申請書

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

申請者 住 所

氏 名

電話

次のとおり岐阜市法定外公共物管理条例第5条第1項第2号の規定による行為の許可を申請します。

1 場 所 岐阜市

番地先

2 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

3 流水占用等の目的

4 取水口

5 取水量等

6 取水の方法

7 工作物及び敷地の占用

注意

- 1 共同出願の場合は、代表者を定め、連署すること。
- 2 次の図面を添付すること。ただし、市長が必要でないと認めたときは、この限りでない。
 - (1) 一般図
 - (2) 付近の見取り図
 - (3) 実測平面図
 - (4) 縦断面図
 - (5) 横断面図
 - (6) 字絵図(公図の写し)
- 3 市長が必要と認める書類及び図面を添付すること。

様式第3号(第2条関係)

法定外公共物産出物採取許可申請書

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり、岐阜市法定外公共物管理条例第5条第1項第4号の規定による行為の許可を申請します。

- 1 法定外公共物の種別 普通河川 ・ その他()
- 2 場 所 岐阜市 番地先
- 3 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 採取物の名称
- 5 採取数量
- 6 採取方法

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 字絵図(公図の写し)
- (3) 採取区域の平面図
- (4) 横断面図
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面を添付すること。

様式第4号(第2条関係)

法定外公共物掘さく等許可申請書

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり、岐阜市法定外公共物管理条例第5条第1項第5号の規定による行為の許可を申請します。

- 1 法定外公共物の種類 普通河川 ・ 法定外道路 ・ その他()
- 2 場 所 岐阜市 番地先
- 3 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 行為の目的
- 5 行為の方法
- 6 行為の内容
- 7 掘さく面積

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 字絵図(公図の写し)
- (3) 実測平面図
- (4) 横断面図
- (5) 縦断面図
- (6) その他市長が必要と認める書類及び図面を添付すること。

様式第5号(第3条関係)

法定外公共物等許可事項変更申請書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け岐阜市指令基管()第 号で許可を受けた事項について下記のとおり変更したいので、岐阜市法定外公共物管理条例第6条の規定による許可を申請します。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
公共物の種別	普通河川 ・ 法定外道路 ・ その他()	
占使用の場所	岐阜県 番地先	
許 可 期 間	年 月 日又は許可の日 から 年 月 日まで	年 月 日又は許可の日 から 年 月 日まで
変 更 事 項		
注意	1 申請書は、2部提出してください。 2 申請書に許可書の写しを添付してください。 3 変更理由によっては、地元用排水組合等の承諾を求める場合があります。 4 必要に応じ図面を添付してください。	
	連絡先	電話 担当者

様式第6号(第4条関係)

法定外公共物敷地占(使)用期間更新許可申請書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

(申請者) 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり、岐阜市法定外公共物管理条例第10条第2項の規定による許可期間の更新を申請します。

記

前 回 許 可 番 号	岐阜市指令基管()第 号		
前回許可年月日	年 月 日		
初 回 受 付 番 号	受付 第 号		
占 用 の 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日 年間		
送 付 先	住 所 氏 名		
番 号	占用の場所 河 川 名	占用の目的 名 称 工 法	幅 ・ 長 さ ・ 口 径 な ど 数 量 ・ 面 積

様式第7号(第4条関係)

法定外公共物占用等期間更新許可申請書

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

(申請者) 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり、岐阜市法定外公共物管理条例第10条第2項の規定による許可期間の更新を申請します。

記

法定外公共物の種別	普通河川(河川名) 法定外道路 その他()		
目的			
場 所	岐阜市 番地先		
物 件	名 称	規 模	数 量
前許可年月日及び番号	年 月 日 岐阜市指令基管()第 号		
前回許可満了年月日	年 月 日		
更 新 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

様式第8号(第5条関係)

[新規・変更・更新]

法定外公共物敷地占(使)用・工作物新築(改築・除却)等許可書

岐阜市指令基管()第 号
年 月 日

住 所
氏 名

岐阜市長 印

年 月 日付で申請のあった物件は、下記のとおり許可します。ただし、次の条件を守ってください。

送 付 先				
占 用 期 間		占用物件 の 構 造		
工 事 期 間		工事実施 の 方 法		
占 用 料 金	初年度 平年度			
添 付 書 類				
条 件				
備 考				
番 号	占 用 の 場 所 河 川 名	占用の目的 名 称 工 法	幅・長さ・口径など 数量・面積	初年度 平年度

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号(第5条関係)

[新規・変更・更新]

法定外公共物流水水面占(使)用許可書

岐阜市指令基管()第 号
年 月 日

住 所 〒
氏 名 様

岐阜市長 印

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の流水・水面の占(使)用については、次の条件を付して許可します。

法定外公共物の種別	普通河川等(河川名)
目的	
取水口、注水口又は放水口の場所	岐阜市 地先
取水量	毎秒 立方メートル
取水の方法	
工作物の種類・構造及び設置の場所	
工作物の占用面積	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用料金	円
条件	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第5条関係)

[新規・変更・更新]

法定外公共物産出物採取許可書

岐阜市指令基管()第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

岐阜市長 印

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物における産出物の採取については、次の条件を付して許可します。

河 川 名 等	
採 取 の 場 所	岐阜市 地先
採取物の名称	
採 取 数 量	
採 取 の 方 法	
採 取 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
採 取 料 金	円
条 件	

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第5条関係)

[新規・変更・更新]

法定外公共物掘さく等許可書

岐阜市指令基管()第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

岐阜市長 印

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の掘さく等については、次の条件を付して許可します。

法定外公共物の種類	法定外道路・普通河川等(河川名)
行為の目的	
行為の場所	岐阜市 地先
行為の方法	
行為の内容	
掘さく等の面積	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号(第6条関係)

法 定 外 公 共 物 許 可 標 識				
許可の種別	敷地占用・工作物新築(改築・除却)等 流水占用 産出物採取 掘さく等			
岐阜市指令基管()第 号				
許可取得者	住所 氏名			
	年	月	日(許可年月日)	
岐阜市長				
場 所	岐阜市		番地先	
面積又は数量				
目 的				
期 間	年	月	日から	
	年	月	日まで	

縦 25cm 横 35cm

様式第13号(第8条関係)

法定外公共物に関する工事の完了届出書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

申請人

住所氏名電話番号

図面作成及び設計者(申請代理人)住所氏名電話番号

下記の工作物・工事が完了しましたので、届け出ます。

記

法定外公共物の種類	法定外道路・普通河川・その他()		
場所	岐阜市		番地先
許可年月日	年 月 日		
許可指令番号	岐阜市指令基管()第 号		
工作物工事の種類			
工事完了年月日	年 月 日		
工程写真	別添のとおり		
備考			

様式第14号(第9条関係)

法定外公共物権利義務移転承認申請書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

被 承 継 人
住 所
氏 名
電 話
承 継 人
住 所
氏 名
電 話

下記の許可の権利義務を移転したいので、岐阜市法定外公共物管理条例第13条第1項の規定による承認を求めます。

記

- 1 場 所 岐阜市 番地先
- 2 許 可 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 権利義務の目的
- 4 権利義務の種類及び数量
- 5 許 可 年 月 日 年 月 日
- 6 許 可 指 令 番 号 岐阜市指令基管()第 号
- 7 理 由

※下記のとおり処理してよろしいか。	発 議	年 月 日
土木管理 課 課 長	決 裁	年 月 日
	データ入力	処理者氏名
	占用料確認	年 月 日納入

※ 印欄は、記入しないでください。

様式第15号(第9条関係)

権 利 義 務 承 継 届 出 書

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

被 承 継 人(被相続人)

住 所

氏 名

電 話

承 継 人(相続人)

住 所

氏 名

電 話

下記の許可の権利義務を承継しましたので、岐阜市法定外公共物管理条例第13条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 場 所 岐阜市 番地先
- 2 許 可 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 権利義務の目的
- 4 権利義務の種類及び数量
- 5 許 可 年 月 日 年 月 日
- 6 許 可 指 令 番 号 岐阜市指令基管()第 号
- 7 理 由

※下記のとおりに処理してよろしいか。	発 議	年 月 日
土木管理 課 課 長	決 裁	年 月 日
	データ入力	処理者氏名
	占用料確認	年 月 日納入

※ 印欄は、記入しないでください。

様式第16号(第9条関係)

法定外公共物権利義務移転承認書

岐阜市指令基管()第 号
年 月 日

住所

氏名 様

岐阜市長 印

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の権利義務移転の承認については、次の条件を付して許可します。

被 承 継 人	住所 氏名
承 継 人	住所 氏名
承継する権利 の内容	
許 可 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 料 等	
条 件	

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として(岐阜市長が被告の代表となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第17号(第10条関係)

法定外公共物に関する許可事項廃止等届出書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

申 請 人
住 所
氏 名
電 話

下記のとおり許可になりました事項を廃止したいので、岐阜市法定外公共物管理条例第14条の規定により届け出ます。

記

占 用 場 所	岐 阜 市	番地先
許 可 年 月 日	年 月 日	
許 可 指 令 番 号	岐阜市指令基管()第 号	
許 可 内 容	1 通路橋 2 その他()	
廃 止 年 月 日	年 月 日	
理 由		

※下記のとおりに処理してよろしいか。	発 議	年 月 日
土木管理 課	決 裁	年 月 日
課 長	データ入力	処理者氏名
	占用料確認	年 月 日納入

※ 印欄は、記入しないでください。

様式第18号(第11条関係)

法定外公共物原状回復届出書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

申 請 者

住 所

氏 名

電 話

下記のとおり許可になった(同意された)事項が失効したので、岐阜市法定外公共物管理条例第16条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 法定外公共物の種別 法定外道路 ・ 普通河川 ・ その他()
- 2 場 所 岐 阜 市 番地先
- 3 許 可 (同 意) 内 容
- 4 許 可 (同 意) 年 月 日 年 月 日
- 5 許 可 (同 意) 番 号 岐阜市指令基管()第 号
- 6 許 可 (同 意) 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 原 状 回 復 の 方 法
- 8 原 状 回 復 年 月 日 年 月 日

様式第19号(第12条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、岐阜市法定外管理条例第18条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
岐阜市長	
印	

(裏)

(立入調査等)

第18条 市長は、法定外公共物に関する調査、測量若しくは工事又は法定外公共物の維持のため、必要があると認める場合は、必要な限度において当該職員を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 (略)

3 第1項の規定により立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係人の請求があつた場合は、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第2条関係)
様式第3号 (第2条関係)
様式第4号 (第2条関係)
様式第5号 (第3条関係)
様式第6号 (第4条関係)
様式第7号 (第4条関係)
様式第8号 (第5条関係)
様式第9号 (第5条関係)
様式第10号 (第5条関係)
様式第11号 (第5条関係)
様式第12号 (第6条関係)
様式第13号 (第8条関係)
様式第14号 (第9条関係)
様式第15号 (第9条関係)
様式第16号 (第9条関係)
様式第17号 (第10条関係)
様式第18号 (第11条関係)
様式第19号 (第12条関係)